

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要）

公表日:令和7年1月17日

評価機関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和6年4月22日
	訪 問 調 査 日	令和6年7月11日
	評価結果の確定日	令和6年12月20日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	母子生活支援施設メゾンクオーレ	種 別	母子生活支援施設
事業所代表者名	施設長 今岡 稔尊	開設年月日	平成11年4月1日
設置主体	社会福祉法人広島県同胞援護財団	定 員	20世帯 入所世帯数 19世帯(57人)
所 在 地	〒732-0819 広島県広島市南区段原山崎1丁目4-23		
電話番号	082-209-2633	FAX番号	082-209-2644
ホームページアドレス			

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業:母子生活支援施設	避難訓練(毎月)、児童清掃(大掃除会) 母の日会、海水浴、運動遊び(サーキット遊び) 季節行事等、入進学レクリエーション 乳幼児レク、小学生レク、中高生レク リフレッシュ保育、パルクール(毎月)、映画鑑賞会 農業体験、収穫祭
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室 20 室 ・冷暖房 ・浴室、脱衣所 ・独立洗面台 ・トイレ ・洗濯置場 ・下駄箱 ・キッチン ・ベランダ	○学習室・地域交流室・保育室 1か所 ○静養室・宿直室 1か所 ○心理療法室 1か所 ○事務室 1か所 ○トイレ 1か所 ○相談室 1か所 ○応接室 1か所
○短期利用居室 1 室	

職員の配置

職 種	人 数（うち常勤の人数）	職 種	人 数（うち常勤の人数）
施設長	1人(1人)	心理療法士	1人(1人)
母子支援員	3人(3人)	嘱託医	1人(0人)
少年指導員	4人(3人)		
保育士	1人(1人)		
調理員	1人(1人)		

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

メゾンクオーレは、社会福祉法人広島県同胞援護財団が運営する母子生活支援施設で、法人は、理念の「真心(まごころ)・信頼・安心」を基に、高齢、障がい、児童、母子、保育の5事業15施設を運営しています。

前身の広島市鈴峰園を、平成11年4月に広島市から管理運営受託し、平成26年度からは法人での運営となり、平成28年8月に現在の場所に新築移転し、名称を変更しました。

施設は、平地の住宅街にあり、買い物、通勤、通学等、利便性の高い立地で、事業計画で定められたPQ(自己表現力)スキルの獲得により、花や絵画等を学び、施設前の四季折々に楽しめる植栽や玄関の生け花、廊下に飾る絵画の選定をされ、家庭的な雰囲気づくりをされています。

福祉サービス第三者評価は、今回で3回目の受審となり、前回、課題としてあがっていた記録の開示については、サービス実施状況等の記録のための管理システムが導入され、法人のマニュアルに沿って、全職員が統一した対応ができるように改善されていました。また、性に対する正しい理解では研修計画を策定され、事務分掌で担当者を決め、書籍を購入し貸出できるよう取り組まれていました。

◎特に評価の高い点

- (1) 法人の理念に基づく経営方針により、他所が引き受け難い多問題を抱えた世帯(母親に精神疾患があり、就労や子育て、日々の生計に課題がある。子どもに発達障害があり、就学や家庭での生活に課題がある等)を県外自治体からも積極的に受け入れられています。また、日頃から職員が積極的に母親や子どもたちに声をかけ、意見や苦情を丁寧に受け止め、迅速な対応をされています。必要な時にはいつでも時間をかけて向き合われ、母親や子どもたちが安心して生活できるよう寄り添われています。【管理運営No.19 No.20/母親と子どもを尊重する姿勢①②】
- (2) 職種や経験年数に応じた業務基準書に基づいて、職員の個人目標が達成できるよう、計画的な研修受講による質の向上や施設内での共有、さらに施設長等による定期面談や声かけを通して、必要な助言が受けられる体制があります。【管理運営No.11/職員の質の向上に向けた体制】
- (3) 土地勘がない場合や母子の心身の状態が不安定な場合には、職員が近隣の商業施設や医療機関等への同行支援を行っています。多問題世帯と関係づくりのできた職員が、退所後もいつでもきめ細かく相談に応じ、当該世帯の大きな安心につながっています。【サービスNo.34/支援の継続性とアフターケア】

◎特に改善を求められる点

- (1) 措置変更があった場合、現行では任意の様式での引継ぎになっているため、担当者が交代しても同様の対応がなされるよう、所定の様式を備えられることを提案します。【管理運営No.32/養育・支援の継続性への配慮】
- (2) 各支援に関するマニュアル作成はされていますので、今後は作成日・改定日を整理され、記入して経過が追えるようにされてはいかがでしょうか。【管理運営No.26/標準的な実施方法の確立】

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価の際はお世話になりました。

運営状況や支援内容を報告する中で、施設で行っている支援に対して一つひとつねぎらいの言葉をいただきました。

利用者様への支援として、できることを最大限行うことを心がけています。そうした努力を受け止めてくださり、嬉しく思いました。その場に同席しなかった職位にも是非聞いてほしいと思いました。これからも頑張ろうという気持ちになれました。施設の運営が適切であってこそ利用者様への支援が行えます。今後も法人理念に沿った行動を心がけ、質の高いサービスを提供したいと思います。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：母子生活支援施設メゾンクオーレ

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価:N0.1-2	法人の理念、基本方針は明文化され、施設のホームページ内の動画や事業所案内のリーフレットでの紹介をはじめ、職員が携帯できるポケットサイズの「どうえんハンドブック」にも明記しており、必要な時に確認できるようにされています。理念は、事務室と玄関ホールに額に入れて掲示しており、職員は、この理念を見ながら、朝礼で唱和されています。また、理念の学びを深める研修があり、職員がさらに習熟できる場を設けられています。
	(2)計画の策定 自己評価:N0.3-4	法人の中・長期ビジョンに基づいて策定された、毎年度の事業計画に達成目標や数値目標を定め、日々取り組まれています。事業計画は、職員に内容周知され、職員は、毎月、事業進捗を共有しています。また、利用者の声からの地域交流室の開放や、加入している地元町内会の役員を引き受ける等、協力を求められる様々な地域の要望については、積極的に応じようと事業計画内容に反映されています。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価:N0.5-6	施設長は、関係の会議、研修に積極的に参加し、施設が遵守すべき法令や運営状況について、職員にその都度内容説明し、周知されています。職員会議や職員面接を通して、利用者支援に係る職員の生の声を聴き、利用者の支援環境の改善に取り組まれています。生活課題を抱えた利用世帯によっては、伴走支援にかなりの時間を要することが少なくなく、職員の時間外労働が発生しますが、勤務調整をしながら継続して時間外労働の減少に努められています。
2 法人・施設の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価:N0.7-8	施設長は、毎年度全国規模の大会や研修等に参加し、直近の社会情勢や福祉動向をはじめ、種別施設共通の取り組み課題を把握しています。法人の経営方針の動画を視聴し、それに基づいた施設の経営状況や課題について、職員に説明し、共有されています。また、法人の経営方針により、他施設が引き受け難い多課題を抱えた世帯について、県外自治体にも積極的な受け入れを周知され、ほぼ満室の利用状況になっています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価:N0.9-12	職員は、法人の経営方針により、利用世帯の様々な生活課題や福祉ニーズにきめ細かく応えるために、法定基準よりも多く配置され、定着率が高い状況です。業務基準書に基づいて、職員の個人目標が達成できるよう、計画的な研修受講による質の向上や施設内での共有、さらに施設長等による定期面談や声かけを通して、必要な助言が受けられる体制があります。また、実習生は、受け入れ体制を整備し、通年で積極的に受け入れておられます。
	(3)安全管理 自己評価:N0.13	緊急時における対応マニュアルに基づいて、毎月の避難訓練を通して、曜日や時間帯に関わらず、緊急時の対応を繰り返し確認し、すべての職員が緊急時に同様の動きがとれるよう備えられています。安全管理・危機管理委員会では、このマニュアルの更新や利用世帯の安全確保体制を整備されています。また、利用世帯も緊急時には安全に避難できるよう、定例の避難訓練への協力を働きかけられています。

2	法人・施設の運営管理	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	地域の施設として認知されるようになり、バリアフリーの玄関ホールから多目的に利用できる地域交流室への導線は、事務室から確認でき、地域の子どもたち等が出入りしやすい造りになっています。共用部分は、壁面が柔らかなカラーで統一され、ゆとりのある広さがあります。職員が毎日清掃し、清潔な環境が保たれています。居室は、利用世帯の家族形態に応じた広さの間取りで、各部屋にエアコンが完備される等、快適な居住環境にされています。
		(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	現在地に新築移転して8年になり、地元町内会との関係づくりに継続して取り組まれてきました。町内会の役員(会計監査、区長補佐)として、定例会議への出席や地域行事の準備から当日のスタッフ対応、通年の地域清掃に参加し、普段から地域の人との関わりをもたれています。玄関前の公園の使い方やベランダの布団干し等について、近隣から苦情があった時には、その都度丁寧に説明され、良好な関係づくりに努められています。
		(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	施設長は、種別協議会や行政主催の会議・研修に積極的に参加し、新たな制度サービスや制度外の他所の先行した取り組み等に関する情報を収集し、場内で共有されています。関西から九州に至る自治体からの措置入所利用がある一方で、広島市からの措置がほとんどないため、当施設へ措置されるよう重ねて働きかけられています。財務諸表については、法人のホームページで要約して公表されています。
3	適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	法人の理念に基づく経営方針により、他所が引き受け難い多問題(母親に精神疾患があり、就労や子育て、日々の生計に課題がある。子どもに発達障害あり、就学や家庭での生活に課題がある等)を抱えた世帯について、県外自治体からも積極的に受け入れられています。また、日頃から職員が積極的に母親や子どもたちに声をかけ、意見や苦情を丁寧に受け止め、迅速に必要な対応をされています。必要な時にはいつでも時間をかけて向き合われ、母親や子どもたちが安心して生活できるよう寄り添われています。 人権宣言書の周知について、研修の機会だけでなく、普段から職員間で確認されています。個人情報の扱いについては、規程・マニュアルに基づいて、入居時に「生活のしおり」により説明し、厳重に管理保管されています。 ※人権宣言書とは…社会福祉法人同胞援護財団が運営する母子生活支援施設の三施設で、母子の権利と尊厳を守るための取り組みを宣言したもの
		(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	職員全員が自己評価を経て、それぞれの評価内容を確認し合い、施設の自己評価結果として集約されています。整備している関係のマニュアルは、定期的に見直し、更新され、職員が必要な時に取り出せるよう保管しています。サービス実施状況の記録は、サービス基準書により、職員が管理システム内に入力し、共有されています。会議録をはじめ、記録の開示の求めがあれば、適切に開示できるよう備えられています。 ◎マニュアルの策定日や改定日の記載のないものがあります。更新した記録を残し、統一して整理されてはいかがでしょうか。
		(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	入居前や入居時には、「生活のしおり」やリーフレットにより、母親や子どもの心身の状態に応じて丁寧に説明されています。遠方からで土地勘がない、また母子の心身の状態が不安定な場合には、職員が近隣の商業施設や医療機関等の情報提供、同行支援を行い、きめ細かな対応をされています。また、利用世帯と関係づくりのできた職員が、退所後もいつでも相談に応じ、利用世帯の大きな安心につながっています。 ◎措置変更があった場合、現行では任意の様式での引継ぎになっているため、担当者が交代しても同様の対応がなされるよう、所定の様式を備えておかれることを提案します。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：母子生活支援施設メゾンクオーレ

1 施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：N0.1-2	施設は清掃が行き届いており、玄関や共有スペースには花が飾られ、入所者が季節を感じながら、快適に過ごせるよう、環境に配慮されています。 また、居室は母子が安心して過ごせるよう、安全面に配慮し、家族のプライベート空間も確保した構造となっています。入所者が不安になった場合などは、内線電話ですぐに対応できる体制が整えられています。
	(2)安心な生活 自己評価：N0.3-4	各種防災対応マニュアルを整備し、防災年間計画も作成され、定期的に避難訓練等の防災訓練を実施されています。さらに、入所者数に応じた食料等の備蓄を整備されています。 不審者対策についてはマニュアルを整備し、職員で共有しています。また、不審者対応が必要な場合に備えて、民間警備会社と契約し、すぐ対応できるよう、体制を整えています。
2 日常生活の中での支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：N0.5-7	自立支援計画の策定はマニュアルに沿って、統一した様式で作成されており、特に市内の措置世帯については、家庭訪問と連絡会議を実施し、母子の意向や役所の対応を取り入れた内容となっています。計画の見直しは定期的に行われ、施設長面談での母と子の意向を確認しつつ、関係機関の意見も反映させて、必要な支援を盛り込んでいくよう工夫をされています。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：N0.8-9	入所者には年に2回、健康診断が実施され、健康状態や発育状態を確認し、配慮が必要な母子については、医療機関への受診につなげたり、療育センター等と連携しながら、必要な支援を受けられる体制を整えられています。 また、退所後に自立した生活を送るために、居室の整理整頓をはじめ、調理、洗濯等の生活技術を身につけられるよう、支援されています。
	(3)社会性の獲得 自己評価：N0.10-13	入所時には「生活のしおり」を活用し、施設内での生活について分かりやすく説明されています。行事は入所者の希望を尊重しながら、社会的ルールや協調性を身につける等の目的を持って、計画されています。日常の声かけを心がけ、自分の人格や権利が大切にされているという実感が持てるような関わりを大切にされています。また、異年齢との関わりや交流の場となるよう、交流室を開放され、円滑な人間関係を育てるよう働きかけられています。
	(4)学習・進学・就職 自己評価：N0.14-15	静かに勉強できるよう交流室等を提供し、集中して学習できる環境を整えられています。放課後や夏休み期間中などは、子どもの習熟度に合わせて、職員が学習支援が行われています。子どもとの定期的な面談では、早い時期から進路希望を確認し、関係機関と継続的に連携を取りながら、必要な支援を提供され、奨学金等の経済的な支援制度についての情報収集に努め、必要に応じて提供されています。
	(5)母親に対する支援 自己評価：N0.16-19	夜間や休日にも母親の相談に応じることのできる体制を整え、必要に応じて、常勤の心理療法士により、母親の心理的なケアに努められています。 母親への就業支援としては、本人の状況や意向に沿いながら、公共職業安定所等の利用を促し、必要に応じて職員が同行するなど、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた支援が行われています。
	(6)その他の支援 自己評価：N0.20	プレイルーム(心理療法室)が整備され、心理的な支援が必要な母親と子どもには、自立支援計画に基づいたカウンセリングやプレイセラピーが常勤の心理療法士により行われています。また、心理的ケアが必要な母子に接する職員は、外部講師を招くなどして、職員研修を定期的実施し、支援の質の向上に努められています。

3 安心な生活	(1)虐待の防止 自己評価：N0. 21-24	職員が虐待を行わないことを施設内に掲示した「人権宣言書」によって明記するとともに、就業規則にも明記し、職員研修などによって、虐待防止について学ぶ機会を設けられています。もし、虐待と思われる養育を発見した場合は、通報先や通報方法についても周知されています。虐待を受けた子どもには、職員や心理療法士によるカウンセリング等の専門的ケアを実施し、必要に応じて児童相談所や療育センター等との連携を図られています。
	(2)問題行動への対応 自己評価：N0. 25-26	職員は、母子の状況を把握し、問題が生じた場合には、子どもの生育環境や背景から分析し、個別に丁寧に話を聞き、その内容を職員で共有されています。施設内において、暴力やいじめ等が生じないよう、日常の声かけを大切にされています。また、児童相談所や保育園等と連携し、子どもの不適応行動や問題行動に迅速に対応できる体制を整えられています。
	(3)衛生管理 自己評価：N0. 27	食中毒や感染症に対する予防・対応マニュアルが整備され、定期的に見直しをされています。食中毒や感染症が発生した場合は、関係機関への報告の手順が示され、職員間で共有されています。また、施設内にはチラシを掲示するなどして、入所者に感染予防を呼びかけられています。
	(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：N0. 28-31	母親と子どもが安全安心に暮らせることを最優先として、24時間体制で見守り・対応ができる体制を整備されています。夫や親族との関係調整が必要な場合は、職員が相談に応じ、関係機関に同行するなど、母親の意思を尊重した支援を心がけておられます。また、緊急利用者はショートステイとして受け入れ、外出が困難な場合は、外出支援や買い物代行の支援をされています。
4 地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：N0. 32	スーパーバイザー研修を修了した職員を配置し、職員の相談にいつでも対応できる体制を整えられています。また、職員育成マニュアルを作成し、OJTを利用した職員育成が行われています。OJTを継続的に実施することは、上司や先輩との良好な関係が構築され、精神的な不安の解消にもつながり、離職の防止にも役立つと考え実施されています。
	(2)地域とのつながり 自己評価：N0. 33	地域活動には積極的に参加することを心がけ、地域住民と一緒に活動することで、地域の現状を把握し、地域に根差した施設となるよう努められています。また、地域の人(子ども)へ開放したスペースもあり、地域と施設とのつながりを大切にされ、ひとり親家庭の相談にも応じられています。
5 本位の支援 母親と子ども	(1)支援の継続性とアフターケア 自己評価：N0. 34	退所に伴い、必要な手続きや支援できる内容を書面化し、入所者に説明されています。退所後も相談支援を行い、継続した支援が提供できるよう努められています。土地勘がない、母子の心身の状態が不安定な場合には、職員が近隣の商業施設や医療機関等への同行支援を行っています。多問題世帯と関係づくりのできた職員が、退所後もいつでもきめ細かく相談に応じ、当該世帯の大きな安心につながっています。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：メゾンクオーレ）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・母親と子ども等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 法人・施設の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	母親と子どもの安全確保	母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	-------------	-----------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	施設は、母親と子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は、清潔ですか。	A	A	

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	母親と子どもと地域との関わりを大切に、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	母親と子ども等に財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な養育・支援の実施

(1)母親と子ども本位の養育・支援

19	母親と子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの母親と子どもを尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	母親と子どもを尊重する姿勢②	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	母親と子どもの満足の向上	母親と子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	母親と子どもからの意見等に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)養育・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	母親と子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	○
27	養育・支援の実施状況の記録	母親と子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

(3)養育・支援の開始・継続

29	養育・支援の提供開始①	母親と子どもやに対して、養育・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	養育・支援の提供開始②	入所後に提供する養育・支援について、母親と子どもやに分かりやすく説明していますか。	A	A	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	○

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：メゾンクオーレ）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設の環境整備

(1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、母親と子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

(2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	A	A	

2. 日常生活の中での支援

(1) 計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	B	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	B	A	
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、母親と子ども・家族・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

(2) 生活習慣の獲得

8	健康管理	母親と子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
9	整理整頓・生活技術	母親と子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

(3) 社会性の獲得

10	自他の権利の尊重	母親と子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
11	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、母親と子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
12	社会的ルールの獲得	母親と子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
13	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	A	A	

(4) 学習・進学・就職

14	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
15	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」になった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

(5)母親に対する支援

16	相談援助の体制	母親の社会的自立をめざした相談体制がありますか。	A	A	
17	子育てに対する支援	母親の子育てに対する不安を受け止め、必要な助言、支援を行っていますか。	A	A	
18	就労に向けた支援	母親の職業能力の開発や就労支援を行っていますか。	A	A	
19	補完的な保育支援の提供	母親や子どものニーズに応じた保育支援を行っていますか。	A	A	

(6)その他の支援

20	メンタルヘルス	心理的ケアが必要な母親と子どもに対して、心理的な支援を行っていますか。	A	A	
----	---------	-------------------------------------	---	---	--

3. 安心な生活

(1)虐待の防止

21	虐待の防止	母親と子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
22	虐待の禁止	母親と子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	
23	子どもの虐待状況への対応①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援していますか。	A	A	
24	子どもの虐待状況への対応②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っていますか。	A	A	

(2)問題行動への対応

25	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
26	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	A	A	

(3)衛生管理

27	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
----	-----------	-------------------------------------	---	---	--

(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等

28	夫等との関係調整	夫等との関係調整のための支援を適切に行っていますか。	A	A	
29	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	
30	夫等からの暴力回避	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの安全確保を適切に行っていますか。	A	A	
31	緊急利用への対応	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの緊急利用に適切に対応していますか。	A	A	

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

4. 専門性の向上・地域とのつながり

(1) 専門性の向上

32	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	A	A	
----	------------	--	---	---	--

(2) 地域とのつながり

33	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	A	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

5. 母親と子ども本位の支援

(1) 支援の継続性とアフターケア

34	支援の継続性とアフターケア	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っていますか。	A	A	
----	---------------	--	---	---	--